ローマの信徒への手紙におけるパウロの教えによるモーゼの律法と異邦人

――ロマ 2, 12. 14–15. 26–27; 4, 15–16 の分析――

The Mosaic Law and the Gentiles according to Paul's teaching in the Letter to Romans

The analysis of Rom 2, 12. 14–15. 26–27; 4, 15–16

Janusz Kucicki

要　旨

本研究は，ユダヤ人のキリスト教徒と異邦人のキリスト教徒から成る共同体に向けて書かれた，ローマの信徒への手紙の中で時折言及される，モーゼの律法と異邦人との関係に関するものである。どちらのグループも新しい現実を作り上げたが，いくつかの偏見が残っており，一つの共同体内における二つのグループ間の緊張をはらんでいる。その偏見の一つは，律法を持たない異邦人に関するもので，律法を持たない異邦人は神と契約を結んでいないとするものである。律法ではなくイエス・キリストへの信仰が救いの基本だということを説明するために，パウロは異邦人と律法との関係についていくつかの重要な言明をしている。まず，異邦人はモーゼの律法の対象ではないというものである。つまり彼らは律法によって裁かれることはない。彼らは人間の最も内面的な部分であり，判断の源である「本質的人間性」によって裁かれ，それは律法の知識によるものではないだろう。もし異邦人が正しく「本質的人間性」（nature）の営みに従っていれば，律法の知識の不足は彼らにとって不利益にはならない。この極めて思索的な言明によって，パウロはユダヤ人と異邦人が平等であるという基盤を作った。この基盤は救い主イエスに対する信仰心である。ユダヤ人は信仰によって許され，異邦人は信仰を通して許されるのである。

ローマの信徒への手紙の主要なテーマは，信仰による義とその結果についての教えである。パウロの立論に対する論証の第一段階は，すべての人は罪人であり，律法を持っていようがいまいが救われることはないと証明することであった（ロマ 1–4）。このような文脈において，モーゼの律法と異邦人の関係の問題がたびたび述べられたが，それはパウロによって広範囲にわたって展開された話から切り離されたトピックではない。主にロマ 1, 1–4 の部分に関係する，モーゼの律法とユダヤ人に関する説明で，パウロはモーゼの律法と異邦人の関係についても述べている。その関係に関するいくつかの断章が，本研究に含まれる分析の対象である。それぞれの句の意味を確定するため

に，文脈上の分析と解釈上の分析を行う。

Ⅰ．テキストの分析

この第Ⅰ部では，ローマの信徒への手紙におけるモーゼの律法と異邦人の関係に言及する 4 つの断章（ロマ 2, 12; ロマ 2, 14–15; ロマ 2, 26–27; ロマ 4, 15–16）を分析する。文脈上の分析は，それらが出現する章におけるそれぞれの断章の機能を決定するのに助けとなるであろう。解釈上の分析は，各断章の本当の意味を決定する助けとなるであろう。

1．ロマ 2, 12 の分析

テキスト（ロマ 2, 12）の本当の意味を確定するために，そのテキストが現れた文脈を分析し，その解釈を提供する[1)]。

> Ὅσοι γὰρ ἀνόμως ἥμαρτον, ἀνόμως καὶ ἀπολοῦνται, καὶ ὅσοι ἐν νόμῳ ἥμαρτον, διὰ νόμου κριθήσονται·
> (Rom 2: 12)
> ***All those who have sinned without the Law will perish without the Law; and those under the Law who have sinned will be judged by the Law.***
> 律法なしに罪を犯した者はすべて，律法なしに滅び，律法の下にあって罪を犯した者はすべて，律法によって裁かれます

1.1. ロマ 2, 12 の文脈

この句は，すべての人々（ユダヤ人も異邦人も）は罪人であり，だれも自分自身を正しい者とみなすことはできないというパウロの立論を証明する論証の一部である。この立論はロマ 1, 18–3, 20 の主題である。罪人としての異邦人に関する一般的なユダヤ人の意見を提示した後（ロマ 1, 18–32）[2)]，パウロは，ユダヤ人もまた，律法を持っているという事実があるにもかかわらず，罪人なのであると証明するという難しい仕事に取り組んだ（ロマ 2, 1–3, 8）。この一節の最後の部分は，誰一人として神の前で正しい人とされないという結論である（ロマ 3, 9–20）。

ロマ 2, 12 の句は，次に続くロマ 2, 14–15 とロマ 2, 26–27 と同じように，律法を持つユダヤ人もまた，律法を守っていないために罪人であるというパウロの論証の一部である。その論証の第一部分は 3 つの小節から成る（ロマ 2, 1–5，ロマ 2, 6–11，ロマ 2, 11–16）。

初めの小節（ロマ 2, 1–5）の主題は，ユダヤ人以外の人々を悪い行いをすると咎めながら，自らも同じ悪い行いをするユダヤ人は罪に定められるという立論である。この 1b の節（ἐν ᾧ γὰρ κρίνεις τὸν ἕτερον, σεαυτὸν κατακρίνεις, τὰ γὰρ αὐτὰ πράσσεις ὁ κρίνων）が *claim*「主張」である。2 節から 5 節は「主張」の *amplification*「敷衍」である。

二番目の小節の主題は，神は一人一人に，その人の行いに応じて報いるという立論である。この

1）テキストの解釈的な分析は本論文の主題に関する部分に限る。

2）立論のこの部分を証明するのは難しいことではなかった。彼らが真理に反し，心に刻まれた本質的人間性の律法を無視するという事実を指摘すれば十分であった。

立論はこの章全体の「主張」であり，11 節がその主張の *justification*「正当化」になっている（οὐ γάρ ἐστιν προσωπολημψία παρὰ τῷ θεῷ）。「主張」から「正当化」までのすべての資料は，交差配列法の形で示された論証になっており，論証の主要なポイントであることを示している。

A ὃς ἀποδώσει ἑκάστῳ κατὰ τὰ ἔργα αὐτοῦ· – *He will repay everyone as their deeds deserve.*
– 神は，ひとりひとりに，その人の行いに従って報いをお与えになります（Rom 2: 6）
B τοῖς μὲν καθ᾽ ὑπομονὴν ἔργου ἀγαθοῦ – *to those who by perseverance in doing good*
– 忍耐をもって善を行い，（Rom 2: 7）
C δόξαν καὶ τιμὴν καὶ ἀφθαρσίαν ζητοῦσιν ζωὴν αἰώνιον – *seek for glory and honor and immortality, eternal life* – 栄光と誉れと不滅のものとを求める者には，永遠のいのちを与え，（Rom 2: 7）
D τοῖς δὲ ἐξ ἐριθείας καὶ ἀπειθοῦσι τῇ ἀληθείᾳ – *but to those who are selfishly ambitious and do not obey the truth* – 党派心を持ち，真理に従わないで（Rom 2: 8）
E πειθομένοις δὲ τῇ ἀδικίᾳ ὀργὴ καὶ θυμός – *but obey unrighteousness, wrath and indignation*
– 不義に従う者には，怒りと憤りを下されるのです。（Rom 2: 8）.
E[1] θλῖψις καὶ στενοχωρία – *Trouble and distress* – 患難と苦悩とは，（Rom 2: 9）
D[1] ἐπὶ πᾶσαν ψυχὴν ἀνθρώπου τοῦ κατεργαζομένου τὸ κακόν, Ἰουδαίου τε πρῶτον καὶ Ἕλληνος
– *will come to every human being who does evil — Jews first, but Greeks as well*
– ユダヤ人をはじめギリシヤ人にも，悪を行うすべての者の上に下り，（Rom 2: 9）
C[1] δόξα δὲ καὶ τιμὴ καὶ εἰρήνη – *but glory and honor and peace*
– 栄光と誉れと平和は，（Rom 2: 10）
B[1] παντὶ τῷ ἐργαζομένῳ τὸ ἀγαθόν, Ἰουδαίῳ τε πρῶτον καὶ Ἕλληνι – *to every man who does good, to the Jew first and also to the Greek*
– ユダヤ人をはじめギリシヤ人にも，善を行うすべての者の上にあります。（Rom 2: 10）
A[1] οὐ γάρ ἐστιν προσωπολημψία παρὰ τῷ θεῷ – *For there is no partiality with God*
– 神にはえこひいきなどはないからです。（Rom 2: 11）

3 番目の小節（ロマ 2, 12–16）の主題は，ユダヤ人が律法を持ち，律法を知っているにも関わらず，罪によって神から切り離されるのと同じように，ユダヤ人以外も律法を無視することによってではなく，罪によって神から切り離される。これがこの小節の「主張」であり，12 節が「主張」の「土台」（ユダヤ人以外はモーゼの律法の対象ではないため）として提供しているところである。

1.2. ロマ 2, 12 の解釈

Ὅσοι γὰρ ἀνόμως ἥμαρτον, ἀνόμως καὶ ἀπολοῦνται – *All those who have sinned without the Law will perish without the Law.* 律法なしに罪を犯した者はすべて，律法なしに滅び，律法の下にあって罪を犯した者はすべて，律法によって裁かれます。（Rom 2: 12a）

ὅσος – *as many as*「同数の」という言葉は，ここでは「すべて」という意味で，異邦人を指している。
ἀνόμως – *lawlessly*「律法なしに」は，神とユダヤ人との契約に入っておらず，それゆえに神がモー

ゼに与えた律法を持たない異邦人のことを言っている[3]。つまり「律法なしに」ということは，モーゼの律法の対象ではない人々のことを表す[4]。

ἁμαρτάνω – *to sin*「罪を犯す・逃す」という言葉は，ここでは不定の過去を表すアオリスト直説法（have sinned）で使われている。このことは異邦人が罪を犯しているということを意味しており，それは彼らがモーゼの律法の対象でもないという一般的な確信なのである[5]。

ἀπόλλυμι – *ruin, destroy*「破滅・破壊」はここでは通常，モーゼの律法ではなく彼らに関係する律法，すなわちノアの律法の該当部分に基づいた裁きの結果であると理解されている[6]。しかしこの言葉自体は裁きという観念を含むものではない[7]。

1.3. ロマ 2, 12 の意味

12 節に含まれるメッセージは，二つの異なる現実性に属する二つの異なるグループに言及するものである。一つ目のグループは唯一の神と契約を結んでいないとする異邦人である。結果的に彼らは神がモーゼに与えた律法の対象ではない。しかし，彼らはモーゼの律法をもととする裁きの結果ではない「破滅」と「破壊」の対象である。彼らの破滅の根拠となるのは彼らが罪を犯しているということである。ここでパウロは，罪は律法を持たないものにも律法の及ばないところにもあるという考えを述べた[8]。罪の結果はいつも死であり，体制（律法）の外にある人にも起こることである。

もう一つのグループは神と契約しているユダヤ人である。彼らはモーゼの律法を知っているにもかかわらず，やはり罪を犯す。律法の対象である彼らの罪は，律法によって裁かれる。律法を犯す者は神の報いの対象となる。

2. ロマ 2, 14–15 の分析

テキスト（ロマ 2, 14–15）の意味を正確に定めるために，我々はそのテキストが現れた文脈を分析し，そのテキストに解釈を与える。

> ὅταν γὰρ ἔθνη τὰ μὴ νόμον ἔχοντα φύσει τὰ τοῦ νόμου ποιῶσιν, οὗτοι νόμον μὴ ἔχοντες ἑαυτοῖς εἰσιν νόμος· οἵτινες ἐνδείκνυνται τὸ ἔργον τοῦ νόμου γραπτὸν ἐν ταῖς καρδίαις αὐτῶν, συμμαρτυρούσης αὐτῶν τῆς συνειδήσεως καὶ μεταξὺ ἀλλήλων τῶν λογισμῶν κατηγορούντων ἢ καὶ ἀπολογουμένων, (Rom 2: 14–15)
>
> *So, when gentiles, not having the Law, still through their own innate sense behave as the Law commands, then, even though they have no Law, they are a law for themselves. In that, they show the*

3）サンデイによれば，この言葉は「モーゼの律法だけでなく，ノアの律法さえもあえて拒否した」人々を表す。（W. Sanday, *The Epistle to the Romans*, New York 1902, p. 59.）

4）D. J. Moo, *The Epistle to the Romans*, Grand Rapids/Cambridge 1996, pp. 145–146.

5）ここでロマ 1, 18–36 で示したパウロの本質的人間性の律法という概念がおそらくは原理として提示された。

6）A. J. Hultgren, Paul's Letter to the Romans. A Commentary, Grand Rapids/Cambridge 2011, pp. 116–17.

7）裁きの観念は厳密にユダヤ教的文脈の中でその文の後半で現れる。

8）ロマ 5, 13 でパウロは，「律法が与えられる前にも罪はあったが，律法がなければ，罪は罪と認められないのです。」と述べているが，彼はまた 12 節では「このようなわけで一人の人によって罪が世に入り，罪によって死が入り込んだ」と言った。

work of the Law written in their hearts, their conscience bearing witness, and their thoughts alternately accusing or else defending them.
生まれつきのままで律法の命じる行いをする場合は，律法を持たなくても，自分自身が自分に対する律法なのです。彼らはこのようにして，律法の命じる行いが彼らの心に書かれていることを示しています。彼らの良心もいっしょになってあかしし，また，彼らの思いは互いに責め合ったり，また，弁明し合ったりしています。

2.1. ロマ 2, 14–15 の文脈

ロマ 2, 14–15 のテキストは，モーゼの律法の文脈において，ユダヤ人と異邦人への罪の宣告に関するパウロの教えの続きである小節，ロマ 2, 12–16 の一部である。この章では 12 節が「主張」で 16 節が「敷衍」である。13 節から 15 節は「主張」の「正当化」であり，13 節はユダヤ人に，14 節 15 節は異邦人に関する言葉である。

主張

All those who have sinned without the Law will perish without the Law; and those under the Law who have sinned will be judged by the Law. (Rom 2: 12)
律法なしに罪を犯した者はすべて，律法なしに滅び，律法の下にあって罪を犯した者はすべて，律法によってさばかれます。（Rom 2: 12）

ユダヤ人に関する正当化

For the ones that God will justify are not those who have heard the Law but those who have kept the Law. (Rom 2, 13)
法を聞く者が神の前に正しいのではなく，律法を行う者が正しいと認められるからです。（Rom 2: 13）

異邦人に関する正当化

For when Gentiles who do not have the Law do instinctively the things of the Law, these, not having the Law, are a law to themselves, in that they show the work of the Law written in their hearts, their conscience bearing witness, and their thoughts alternately accusing or else defending them, (Rom 2: 14–15)
生まれつきのままで律法の命じる行いをする場合は，律法を持たなくても，自分自身が自分に対する律法なのです。彼らはこのようにして，律法の命じる行いが彼らの心に書かれていることを示しています。彼らの良心もいっしょになってあかしし，また，彼らの思いは互いに責め合ったり，また，弁明し合ったりしています。

主張の敷衍

According to the gospel that I preach, God, through Jesus Christ, judges all human secrets. (Rom 2: 16)
神の裁きは，神がキリスト・イエスによって人々の隠れたことを裁かれる日に，行われるのです。（Rom 2: 16）

2.2. ロマ 2, 14–15 の解釈

γὰρ という言葉があるため，14 節は 13 節に関連付けられているが，14 節は 13 節の内容に依存するものではない。

14 節の冒頭の接続詞 ὅταν – ***whenever***「～するときはいつも」は，時折起こることや，特定の事例について言及するものであり，一般的な規則を言うものではない[9)]。ἔθνη τὰ μὴ νόμον ἔχοντα「律法を持たない異邦人」という句はユダヤ人の律法の対象ではない異邦人のことを指す。これによって，パウロが一般的なすべての異邦人についてではなく，特定の異邦人の事例について述べようとしたものであることを強調している[10)]。

νόμος という言葉はこの節に 4 回現れ，そのうち 2 回は定冠詞とともに，2 回は定冠詞なしで現れる。この章ではモーゼの律法に対する定冠詞の使用は厳格に定められていないので，定冠詞の出現はモーゼの律法とモーゼのものではない律法とを区別するのに助けにはならない。すなわち，定冠詞が使われた場合に νόμος がモーゼの律法を指すもあれば，定冠詞が使われていない場合に νόμος がモーゼの律法のことを指すこともある。

φύσις – ***nature***「本質的人間性」という言葉はここでは主語（ἔθνος）ではなくむしろ動詞（ποιέω）を修飾しており，それによって「本質的人間性によって行う」と訳すことができる[11)]。

15 節で τὸ ἔργον τοῦ νόμου – ***the work of the Law***「律法の命じる行い」という句での「行い」は，通常複数形で現れるのにもかかわらず（ロマ 3, 20; ガラ 2, 16; 3, 2），ここでは特定の異邦人であることを示す単数形が使われている[12)]。

τοῦ νόμου γραπτὸν ἐν ταῖς καρδίαις αὐτῶν – ***the Law written in their hearts***「心に記された律法」という句は，石に刻まれたモーゼの律法とは異なる律法（内在的なもの）を持つ異邦人の心に関する言葉である。

συνείδησις – ***conscience***「良心」という名詞は，ここでは，行いの自己認識と自己評価に対する責任を持つ人間の内面的な部分としての倫理的な意味を持つ[13)]。

μεταξὺ ἀλλήλων という句の意味は，それが係る部分による。もしそれが λογισμῶν に係るなら，「交替での，または相互の討論」という意味をなり，それはある考えでは非難し，ある考えでは許すという人々の思考のことを指す[14)]。もしこの句が αὐτῶν に係れば，「互いの間」という意味を持ち，お互い（人々）がお互いを裁くということを表す[15)]。

2.3. ロマ 2, 14–15 の意味

この節は異邦人に関する言及であるが，それはキリスト教徒の異邦人ではない。パウロは，まだ

9）B. Byrne, *Romans*, SP 6, Collegeville 1996, p. 92.

10）L. Morris, *The Epistle to the Romans*, Grand Rapids/Combridge 1988, p. 124.

11）H. Köster, *φύσις*, in: TDNT IX, pp. 251–277.

12）複数形では，その句が否定的な意味を伴って現れる。この句は，いつも律法が命じる行いをし，律法が禁じる行いをしないことによって義を獲得しようという試みに言及するものである。

13）この言葉の同様の用法は，ロマ 9, 1 を参照のこと。ギリシヤ文学における συνείδησις という言葉の意味については次を参照。; W. Sanday, *The Epistle to the Romans*, New York 1902, pp. 60–61.

14）現代の多くの学者がこのようにこの句を理解している。D. J. Moo, *The Epistle to the Romans*, pp. 151–153.

15）過去にはサンデイは「μεταξὺ ἀλλήλων の強固な態度」から，この解釈を好んでいた。（W. Sanday, *The Epistle to the Romans*, New York 1902, p. 61.）

救われていない，律法を持たない異邦人について話している[16]。しかし，このような異邦人は，律法の対象ではなくモーゼの律法さえ知らないが，おそらくほとんどの人が律法のうちいくつかを守っているだろう。異邦人に律法を順守させる原動力となっているのは φύσις「本質的人間性」である。パウロは「本質的人間性」という言葉を典型的なギリシヤ語の意味で使っている。φύσις という言葉の分析の結論として，Köster は次のように述べている。「ギリシヤ語の本質的人間性の概念に関する総合的な問題は，本質的人間性の律法の下で明るみにされる。確かに，φύσις はいつも最後の法廷で，作り物ではない。しかし一方では，それを合理的にしか捉えられず，そのため本質的人間性から生じる規範を含む φύσις についての知識は常に議論の対象となる。他方，本質的人間性の知識は，自分自身が本質的人間性だという意味でそこから人は逃れることができないという，しっかりと結びついた因果関係をもたらすため，人間の決定権を排除する[17]。」異邦人は良いことと悪いことを判別するための律法を持たないが，ユダヤ人がモーゼの律法に基づいて判断するように，「本質的人間性」に従うことによって，異邦人もまた同じ判断を下すことができるのである。そのことは，異邦人にとっての「本質的人間性」がユダヤ人にとっての律法の機能を果たすことを意味する。そしてそれは，異邦人にとっての「本質的人間性」は律法であるという結論を導き出す。それはモーゼの律法とは異なるが，同じ機能を果たしているのである。律法としての本質的人間性は，モーゼの律法がユダヤ人の行いを裁いているのと同じ方法で，人間（異邦人）の行いを裁いている。しかし，法の裁きが外面的なものに下されるのに対して，「本質的人間性」の裁きは内面的なものに下されるようである。

3. ロマ 2, 26–27 の分析

テキスト（ロマ 2, 26–27）の意味を正確に定めるために，そのテキストが現れた文脈を分析し，その解釈を与える。

> ἐὰν οὖν ἡ ἀκροβυστία τὰ δικαιώματα τοῦ νόμου φυλάσσῃ, οὐχ ἡ ἀκροβυστία αὐτοῦ εἰς περιτομὴν λογισθήσεται; καὶ κρινεῖ ἡ ἐκ φύσεως ἀκροβυστία τὸν νόμον τελοῦσα σὲ τὸν διὰ γράμματος καὶ περιτομῆς παραβάτην νόμου. (Rom 2: 26–27)
>
> *And if an uncircumcised man keeps the commands of the Law, will not his uncircumcised state count as circumcision? More, the man who, in his native uncircumcised state, keeps the Law, is a condemnation of you, who, by your concentration on the letter and on circumcision, actually break the Law.* (Rom 2: 26–27)
>
> もし割礼を受けていない人が律法の規定を守るなら，割礼を受けていなくても，割礼を受けている者とみなされないでしょうか。からだに割礼を受けていないで律法を守る者が，律法の文字と割礼がありながら律法に背いているあなたを，裁くことにならないでしょうか。

3.1. ロマ 2, 26–27 の文脈

ロマ 2, 26–27 のテキストは，律法と割礼との関係に関するパウロの論証（ロマ 2, 25–29）の一部である。26 節から 27 節はその小節の「主張」である。25 節で「主張」の「土台」を提出し，28

16）D. J. Moo, *The Epistle to the Romans*, pp. 148–150.

17）H. Köster, *φύσις*, in: TDNT IX, p. 266.

節から 29 節が「主張」の「正当化」になっている。

土台
Circumcision has its value if you keep the Law; but if you go on breaking the Law, you are no more circumcised than the uncircumcised (Rom 2: 25) もし律法を守るなら，割礼には価値があります。しかし，もしあなたが律法に背いているなら，あなたの割礼は，無割礼になったのです。
主張
And if an uncircumcised man keeps the commands of the Law, will not his uncircumcised state count as circumcision? More, the man who, in his native uncircumcised state, keeps the Law, is a condemnation of you, who, by your concentration on the letter and on circumcision, actually break the Law. (Rom 2: 26–27) もし割礼を受けていない人が律法の規定を守るなら，割礼を受けていなくても，割礼を受けている者とみなされないでしょうか。からだに割礼を受けていないで律法を守る者が，律法の文字と割礼がありながら律法に背いているあなたを，さばくことにならないでしょうか。
正当化
Being a Jew is not only having the outward appearance of a Jew, and circumcision is not only a visible physical operation. The real Jew is the one who is inwardly a Jew, and real circumcision is in the heart, a thing not of the letter but of the spirit. He may not be praised by any human being, but he will be praised by God. (Rom 2: 28–29) 外見上のユダヤ人がユダヤ人なのではなく，外見上のからだの割礼が割礼なのではありませんかえって人目に隠れたユダヤ人がユダヤ人であり，文字ではなく，御霊による，心の割礼こそ割礼です。その誉れは，人からではなく，神から来るものです。

「主張」として提示されたこの一節は，主題に関して異なる二つの「主張」から成る。25 節は，神が割礼のない異邦人を，「本質的人間性に」従うことによって律法を守ることから，割礼を受けた者とみなすという事実に言及する「主張」を含んでいる。そして 26 節は，このような異邦人がユダヤ人を裁くという「主張」を含んでいる。しかし，これらの二つの「主張」は一つの同じ「正当化」を持つ。

3.2. ロマ 2, 26–27 の解釈

ἀκροβυστία – ***uncircumcision***「無割礼」と περιτομὴν – ***circumcision***「割礼」という言葉は，神と契約を交わした対象族に属する印を持つか持たないかを指している[18]。割礼を受けたということはユダヤ人であることを意味し，割礼を受けていないということは異邦人であることを意味する。ここでまたパウロは，「本質的人間性」に従って良い行いをする，割礼を受けていない異邦人について話している。すなわち，彼らもまたユダヤ人の律法の対象であり，このようにして彼らはいくつかの律法を守るというものである。

未来時制の受動態になっている λογισθήσεται – ***be regarded***「～とみなされる」という言葉は，実

18）この言葉の 3 つの可能な意味については次を参照のこと。: B. Byrne, *Romans*, p. 105.

際にはまだその状態になってはいないが，裁きの日にはその行為が行われることを表している[19]。この承認の主体は神である。

27 節の κρινεῖ – *he will judge*「彼は裁く」という言葉は，異邦人がユダヤ人を裁く，裁きの日のことを言っている。注釈者はこの言明を文字どおりにはとらない。なぜなら，裁きをする主体は神自身だからである。ここではこの言葉は「告発」の意味である[20]。

ἐκ φύσεως ἀκροβυστία – *who is physically uncircumcised*「身体的に割礼を受けていない者」という句は，割礼の印のない異邦人を指している。

διὰ γράμματος καὶ περιτομῆς – *by the letter and circumcision*「文字と割礼による」という句は，文字上の正しい律法と契約のしるしを指す。この句の意味は，律法と割礼の印を持つユダヤ人が，実際は律法に反する行いをしているということである。ここでは「文字」という言葉は，直接的な律法というより，律法の理解を意味しているのかもしれない[21]。

παραβάτης – *transgressor*「罪人」という言葉は，ユダヤ人のことを言っており，律法の本来的な意味の理解に欠け，それゆえに，悪い意志によってというよりも，字義的で表面的な解釈によって律法を犯す者のことを指している。

3.3. ロマ 2, 26–27 の意味

異邦人に関しては，ロマ 2, 26–27 のテキストに，彼らの宿命についてパウロが述べた二つの重要な言明が示されている。その一つは，「本質的人間性」に従って行動する異邦人は，神と契約を結んだユダヤの国に属してはいないけれど，裁きの日には割礼と律法を持つ者と同等であるとみなされるであろうというものである。この言明は，修辞的な疑問文の形式をとっているが，明らかに肯定の意味を持つ。割礼がないこととモーゼの律法に関する知識の欠如は，神が，「本質的人間性」によって律法が要求するものを満たし，その支配下にある異邦人を，神によって選ばれた国の一員としてみなすことの障害にはならない。割礼の印と律法についての知識は，律法に従う義務を負いながら，それを守らない，もしくは字義的な意味しか理解せずに本当の意味を認めない人々にとっては役に立たない。このようなユダヤ人にとって，裁きの日には，異邦人の態度が彼らに対する告発となるであろう。なぜなら，ユダヤ人が律法を持ちながらできなかったことを，異邦人は律法なしでしたからである。裁きを下すのは常に神であるから，異邦人がユダヤ人を裁くということはないだろう。

4. ロマ 4, 15–16

テキスト（ロマ 4, 15–16）の意味を正確に定めるために，我々はそのテキストが現れた文脈を分析し，その解釈を提供する。

> ὁ γὰρ νόμος ὀργὴν κατεργάζεται· οὗ δὲ οὐκ ἔστιν νόμος οὐδὲ παράβασις. Διὰ τοῦτο ἐκ πίστεως, ἵνα κατὰ χάριν, εἰς τὸ εἶναι βεβαίαν τὴν ἐπαγγελίαν παντὶ τῷ σπέρματι, οὐ τῷ ἐκ τοῦ νόμου μόνον ἀλλὰ καὶ τῷ ἐκ πίστεως Ἀβραάμ, ὅς ἐστιν πατὴρ πάντων ἡμῶν, (Rom 4: 15–16)

19）T. R. Schreiner, *Romans*, Grand Rapids 1998, pp. 140–141.

20）E. W. Deibler, *A Semantic and Structural Analysis of Romans*, Dallas 1998, p. 79.

21）D. J. Moo, *The Epistle to the Romans*, pp. 172–173.

For the Law produces nothing but God's retribution, and it is only where there is no Law that it is possible to live without breaking the Law. That is why the promise is to faith, so that it comes as a free gift and is secure for all the descendants, not only those who rely on the Law but all those others who rely on the faith of Abraham, the ancestor of us all (Rom 4: 15–16)
律法は怒りを招くものであり，律法のないところには違反もありません。そのようなわけで，世界の相続人となることは，信仰によるのです。それは，恵みによるためであり，こうして約束がすべての子孫に，すなわち，律法を持っている人々にだけでなく，アブラハムの信仰にならう人々にも保証されるためなのです。「私は，あなたをあらゆる国の人々の父とした」と書いてあるとおりに，アブラハムは私たちすべての者の父なのです。

4.1. ロマ 4, 15–16 の文脈

ロマ 4, 15–16 はロマ 4, 1–25 の章の中の小節ロマ 4, 13–17 の一部であり，その主題は，アブラハムに神から与えられた約束とモーゼに神から与えられた律法との関係である[22]。25 節は 13c（「律法に基づいてではなく，信仰による義に基づいて」）で述べられた結論のための二つ目の基礎として示された。16 節は神の行動の結果（v. 16c–g）とその理由（v. 16a–b）を含んでいる。

Incorrect reason and its result
For the promise to Abraham and his descendants that he should inherit the world was not through the Law (Rom 4, 13a–b) というのは，世界の相続人となるという約束が，アブラハムに，あるいはまた，その子孫に与えられたのは，律法によってではなく，
Correct reason
but through the uprightness of faith. (Rom 4, 13c) 信仰の義によったからです。
Conclusion
First Grounds: For if it is those who live by the Law who will gain the inheritance, faith is worthless and the promise is without force; (Rom 4, 14) もし律法による者が相続人であるとするなら，信仰はむなしくなり，約束は無効になってしまいます。（Rom 4: 14） *Second Grounds*: for the Law produces nothing but God's retribution and it is only where there is no Law that it is possible to live without breaking the Law. (Rom 4, 15) 律法は怒りを招くものであり，律法のないところには違反もありません。（Rom 4: 15）
Result
That is why the promise is to faith, so that it comes as a free gift and is secure for all the descendants, not only those who rely on the Law but all those others who rely on the faith of Abraham, the ancestor of us all (Rom 4: 16)

22）W. Sanday, *The Epistle to the Romans*, p. 111.

そのようなわけで，世界の相続人となることは，信仰によるのです。それは，恵みによるためであり，こうして約束がすべての子孫に，すなわち，律法を持っている人々にだけでなく，アブラハムの信仰にならう人々にも保証されるためなのです。

Conclusion

as scripture says: “I have made you the father of many nations”. Abraham is our father in the eyes of God, in whom he put his faith, and who brings the dead to life and calls into existence what does not yet exist. (Rom 4: 17)

「私は，あなたをあらゆる国の人々の父とした」と書いてあるとおりに，アブラハムは私たちすべての者の父なのです。このことは，彼が信じた神，すなわち死者を生かし，無いものを有るもののようにお呼びになる方の御前で，そうなのです。

ロマ 4, 15–16 の中で，15 節は 16 節で述べられた結果の基礎となっている。

4.2. ロマ 4, 15–16 の解釈

ὀργή – ***wrath***「憤り」という言葉は，ここでは罰を意味し，神の罰のことを指している。その罰の対象は律法に背いたユダヤ人である。律法を持たない異邦人はそれに違反することはできない。

παράβασις – ***transgression***「違反」は直接的な規約違反を表す言葉であり，この場合は「人間の本質」ではなくモーゼの律法に対する違反のことである。

βέβαιος – ***steadfast***「確固とした，堅固な」やそれと同起源の言葉は，通常法的に保証された安全を表現するのに使われる[23]。

16 節の冒頭の διὰ τοῦτο – ***therefore***「だから」で始まる句は律法への否定的な評価である[24]。律法が与えることができないものが，信仰を持つ人に与えられる。

ἵνα κατὰ χάριν – ***that by grace***「恵みによるため」という句は極めて宗教的な意図を表現している。神がアブラハムに約束を与えたのは，律法を守ることによるものではなく，恵みによるということである。

ἐπαγγελία – ***promise***「約束」という言葉はここではキリスト教徒を指し，救いに関係している。

σπέρματι – ***seeds***「子孫」という言葉はユダヤ人（律法の）と異邦人（アブラハムの信仰の）の両方の人間について言っている[25]。15 節はここで神とイエスを信仰するユダヤ人に焦点があることを示唆している。それはまたイエスを信じる異邦人にも当てはまる。

4.3. ロマ 4, 15–16 の意味

ロマ 4, 15–16 のテキストは，その正当性の根拠としてのアブラハムの信仰に関する，広範囲にわたる論証の一部である。この論文の主題に関して言えば，テキストは異邦人に関するいくつかの新しい情報を提供している。しかし，その前のテキストに反して，ロマ 4, 15–16 は，律法のいくつかの部分に本質的人間性によって従う異邦人たちではなく，むしろ異邦人のキリスト教徒について言

23）H. Schlier, βέβαιος, in: TDNT I, pp. 600–603.

24）この言葉を 16 節の内容と結びつけることもできるが，16 節の内容は 14 節 15 節と矛盾するのでこの句 διὰ τοῦτο は目的ではなくて結果を表すことを示している。B. Byrne, *Romans*, p. 158.

25）ユダヤ人は，彼らがアブラハムの子孫であることを強調している。L. Morris, *The Epistle to the Romans*, p. 207.

及している[26]。そのため，異邦人とユダヤ人の律法との関係に関する問題が，一般的で思索的な段階から，特定的で実用的な段階へと変化し，そこでは異邦人のキリスト教徒が主な関心事となっている。異邦人のキリスト教徒は，モーゼの律法を持たず，その結果，律法を破ることもなく，律法を破った者に対する神の怒りの対象になり得ない。彼らは，律法を通して咎められることも救われることもない。なぜなら，彼らは律法によってではなく，アブラハムの信仰と同じく，信仰によって神の子（子孫）となったからである。ユダヤ人が律法によって神の子となるように，異邦人は信仰によって神の子となる。異邦人にとって，救いの恵みの源は，律法ではなく信仰なのである[27]。

Ⅱ．異邦人とモーゼの律法の関係に関する論題

最も重要なことは，異邦人とモーゼの律法との関係は，ローマの信徒への手紙の中でパウロによって「神学的論題」と同じ方法で広く展開された論題から切り離されたものではないということである。その問題は，信仰による義に関する文脈でのみ明らかにされる。そのため，その問題に関するパウロの教えについて語ることはできないが，その問題に関するパウロの基本的な確信について言及することは可能である。

1．罪の宣告と裁き

裁きに関しては，パウロは神によって全世界が裁かれるという典型的なユダヤ人的確信を共有している。裁きの日，あるいは主の日というのは，この地球に起こる終末的な出来事である。それは神が正しい者に報酬を与え，悪い者にその報いを与える日である。良い行いをして報酬を受けない人もいなければ，悪い行いをして責任を逃れる人もいない。そこに限られるわけではないが通常は，旧約聖書では，ユダヤ人は誉れを受け，異邦人は罰を受けるとされる。旧約聖書の著者にとって，一般的に，異邦人への有罪判決には二つの理由があるとする。一つの理由は，異邦人は神に選ばれた民に対して悪い行いをし，その結果として彼らの罰は永遠に下されるというものである。もう一つは，彼らがモーゼの律法を持っておらず，そのことが救いの領域に入ることを許さないという理由である。

一つ目の理由に関しては，パウロは一般的な言葉で旧約聖書の伝統に賛成しているが，重要な修正がなされている。すなわち，ユダヤ人を含むすべての悪い行いをする人は，罪と定められるのである。パウロの見解では，救いか咎めかは，厳然と一つの民族に限定されるものではない。どちらの現実もユダヤ人にも異邦人にも起こりうるのである。

二つ目の理由については，パウロはモーゼの律法と異邦人の関係に関する二つの重要なポイントを挙げている。一つ目のポイントは，律法が律法を持つ者に自動的に救いを与えるわけではなく，また律法を持たない者を自動的に罪と定めるわけでもないという事実を述べた，否定的な方法でなされた言明であるということである。律法を持たず，しかし律法の縛りと同じように良い行いへと

26）パウロの論証は信仰を最も重要な部分として扱っており，それはアブラハムの場合と同様に正しいと判断する方法の点で最も重要である。

27）信仰はユダヤ人にとっても救いの恵みの源である。なぜなら，彼らは律法を持っているものの，それを守るだけの度量がなく，そのことが律法による有罪判決へと導くからである。しかし，信仰によって，たとえ彼らが律法を犯したとしても，彼らに救いの恵みが与えられるのである。

導く「本質的人間性」に従う者は,救われるだろう。もう一つのポイントは異邦人に関するもので,彼らは律法を持たないけれど,それでも救いは彼らが得ることができる現実だということである。しかしながら,実際はこのポイントは可能性と見込みとしての推論的な段階で述べられたもので,自動的にすべての異邦人に当てはまるわけではなく,異邦人に関するいくつかの特定の場合に限定している。すべての人が罪人であり,信仰によって救いを得ることができるという論題に関するパウロの議論の中で,このポイントはその敵対する人々に公理的言明を見直させるために使われた神学的な仮説として提示された。これはパウロが言明したことではない。パウロが提案したことである。

2. ユダヤ人の律法と「本質的人間性」(*nature*)

ユダヤ人の律法は,モーゼの手を通して神によって選ばれた国民(ユダヤ人)に与えられた律法である。モーゼの律法(Mosaic Law)は神の律法であり,それは神と神の民との関係を統制する。律法はユダヤ人のアイデンティティーにおける最も重要な部分である[28]。ユダヤ人であるということは,律法を守ることによって神と契約を結んでいるということである。律法を持たない者はユダヤ人ではなく,神との契約によって彼らには何も分配されない。ユダヤ人にとって律法は,彼らが信じる神の業による,最も重要な救いの保証である。おそらくここに,律法が救いを与えるという一般的なユダヤ人の確信の根本があるのだろう。この確信はロマ 1–4 におけるパウロの議論の主要な標的であり,そこで彼は「なぜなら,律法を実行することによっては,誰ひとり神の前で義とされないからです。」と言っている。律法は有益ではあるが,救いを与えることはできない。律法は善と悪についての知識を与えるが,悪を選ぶことから人間を守ることはない。律法を持つユダヤ人がそれを破ることは彼らを罪人とし,正しい人とみなす根拠を与えないことである。律法を持つ者は律法によって裁かれ,その裁きの結果は信仰によるのである(ロマ 3, 30)[29]。

異邦人は律法を持たず,神と契約を結んでいない。ユダヤ人の見解では,このことが彼らを罪と定められる者にしている。異邦人に対するユダヤ人の典型的な見方は,ロマ 1, 18–36 でパウロによって述べられているが,そこでは異邦人もモーゼの律法の対象となっているかのように見える[30]。しかしパウロは,律法を持たない異邦人は律法と関係なく滅びる,と書いており(ロマ 2, 12),つまりユダヤ人の律法の対象ではないということになる。異邦人は,彼らを裁く「本質的人間性」に基づいて滅びる。「本質的人間性」はモーゼの律法とは何ら共通していない。「本質的人間性」はその対象となる人々の上に据えられた,記述された律法ではない。「本質的人間性」は人間の最も内面的な部分であり,それは人間の意志決定の源である。それは思考の産物でも,外から学んだ規範でもないが,それが最後の法廷である。そのため,「本質的人間性」は,たとえモーゼの律法の知識なしでも滅びの可能性をもたらす人間の行いを,義とすることも罪と定めることもできる。モーゼの律法と「本質的人間性」は異なる現実であるが,どちらも悪い行いと良い行いを認識し,区別すること,および自由な選択を行うことの源である。律法を犯すことと「本質的人間性」

28) 強力な外国の影響にさらされたユダヤ民族の過酷な歴史の中で,律法は,単純かつ,ユダヤ人のアイデンティティーと高潔に最も効力を持つ要素となった。

29) その信仰はイエス・キリストを信じることに関係している(ロマ 3, 21–24)。

30) この問題は我々の論文の主題であった。*The Stereotype Character of Rom 1, 18–36 as an Example of Tensions between Jews and Gentiles in Rome. The Structure and Function of Rom 1, 18–36*, Academia 6, Nanzan University 2013, pp. 13–31.

を無視することは有罪判決をもたらす。異邦人にとって，「本質的人間性」は，ユダヤ人にとっての律法と同じ機能を果たす。

結論

ロマ 1–4 において，パウロは信仰による義の議論に関して基本的な言明をしている。この言明によれば，すべての人は罪人であり，何人も律法の働きや「本質的人間性」によって義とされることはない。しかしすべての民は信仰，つまりイエス・キリストへの信仰によって，義とされる。

この言明を正当化するため，パウロは論証の中に異邦人とモーゼの律法との関係に対する考えを盛り込んでいる。この関係についての最も重要な結論は，異邦人はモーゼの律法の対象にはならず，ゆえにモーゼの律法によって裁かれることもないということである（ロマ 2, 12）。異邦人は人間の意志決定や行いを左右する内面的な部分である「本質的人間性」により裁かれるのである。本質的人間性に従う異邦人は良い行いをすることができ，このことにより律法がユダヤ人に要求することも行うことができる（ロマ 2, 14–15）。パウロによれば，このことが救いということ関して，神の前で異邦人をユダヤ人と同等であるとすることになる（ロマ 2, 26–27）。なぜなら二つの種類の人間は，律法の仕組みや「本質的人間性」ではなく，イエス・キリストへの信仰によって義とされるからである。